

障がい者施策の今後の展開について

1 現状と課題

(1) 現状

障がい者手帳所持者数（身体・療育・精神の3手帳）や障がいサービス支給決定者数は増加しており、これに伴い障がい者施策にかかる費用は年々増加している。今後もこの状況が続くことが予想されることから、障がい者を取り巻く環境変化に適切に対応できる事業展開を図るため、第6次豊田市障がい者ライフサポートプランの策定に合わせて、障がい者施策の今後の展開を検討する必要がある。

<手帳所持等の状況>

	3手帳所持者	サービス支給決定者	障がい者施策にかかる費用	
			約	うち扶助費
R1	19,541人	3,189人	約 106 億円	約 78 億円
R6	21,239人	4,629人	約 156 億円	約 132 億円
R11 (推計)	23,011人	6,394人	約 218 億円	約 205 億円

人数・金額共に年々増加

(2) 課題

- ①増加する障がい相談等の対応
- ②親亡き後を見据えた対応
- ③障がいサービスの提供不足による家族負担の増大
- ④障がいサービスの担い手不足

2 対策の方向性 (案)

上記の課題を踏まえ、第6次ライフサポートプランの策定のなかで対応策を位置づけていく。

⇒ **手当等の給付からミライに向けた基盤への投資へ**

◆今後検討・実施していくべき施策

(1) 相談支援体制の強化

基幹相談支援センターの設置、計画相談支援事業者の増加の検討

(2) 安心して暮らせる居場所の確保

- ・「親亡き後」への対応…障がい者の生活の場として重要なグループホームの整備を質と量を踏まえて考えを整理し促進
- ・重度障がい者（※）支援…重度障がい者に対応する事業所への支援
（※）強度行動障がい者、重症心身障がい者、医療的ケアの必要な障がい者等
- ・障がい児のいる子育て世帯支援…放課後等デイサービスの整備促進
- ・「18歳の壁」への対応…生活介護事業等におけるサービス提供時間の拡大

(3) 障がい者を支える担い手の確保

啓発から定着までのフェーズに応じた取組による担い手の確保（地域福祉計画と連動）

(4) その他

物価高騰等への対応や従前から実施されていた事業の在り方を精査・拡充

3 既設事業の見直し

既設事業は、①事業目的の達成度、②事務量の削減効果、③他自治体との均衡の3つの視点を踏まえて見直し、そこで得られた財源を「今後検討・実施していくべき施策」に再配分する。

	制度概要、他市の状況等	見直し案及びその考え方
心身障がい者扶助料	対象：障がい者手帳所持者（所得制限あり） 助成：2,500円～4,500円/月 人数：17,221人（R7.3末） <参考> 65歳以上の新規手帳取得者は対象外：13市町村 ※13市町村には豊田市以外の県内中核市含む	見直し案：【縮小】 ➡65歳以上の新規手帳取得者を対象外とする ※①現在受給中の人、②64歳までに手帳を取得している人は65歳以上であっても対象とする <考え方> 65歳以降に手帳交付された方は、いわゆる「現役」の時に就労しており、老齢年金を受給できるため、一定の生活基盤の確保がされている。また、制度開始当初にはなかった介護保険制度の仕組みが現在整っている。
市在宅重度障がい者手当	対象：身体1級～3級又は療育手帳A・Bで常時介護の必要な方（年齢制限あり） 助成：5,500円/月 人数：547人（R7.4末） <参考> 扶助料に加えて、重度障がい者に対して手当を支給しているのは県内では豊田市と東浦町のみ	見直し案：【廃止】 ➡市在重手当制度の廃止 <考え方> 障がい福祉サービスのなかった時代の現金給付であり、受給者の約9割はサービスを利用している。また、受給者の大半が扶助料を受給しており、年齢に応じて国県の手当や障がい年金を受給できている。
県扶養共済掛金助成	対象：県扶養共済制度に加入し、掛金を納付している障がい者の保護者（市内在住） 助成：5,580円～13,980円（1口目掛金の6割、加入時の年齢により異なる） 人数：101人（R7.3末） <参考> 県内では豊田市とみよし市のみ	見直し案：【新規停止】 ➡掛金助成制度の新規受付を停止 ※既加入者への助成は掛金満了まで継続 <考え方> 制度利用者の平均所得が高額で比較的経済力の高い家庭向けの制度となっている（低所得世帯向けの減免制度有）
就労支援奨励金	対象：就労選択、就労移行、就労継続A型・B型の利用者 助成：①訓練のための経費（175円/日【上限3,750円/月】） ②通所にかかる経費（280円/日と実費支出額の少ない方） 人数：1,599人（R7.3） <参考> 県内では豊田市とみよし市のみ	見直し案：【縮小】 ➡就労継続A型への奨励金支給の終了 ・就労選択、就労移行及び就労継続B型は、①と②を「通所の経費」として一本化 <考え方> 就労継続A型は、雇用契約により最低賃金が保証されている。「訓練のための経費」は、前制度の内容を踏襲しており、現在では実質経費として想定されない。また、申請・請求手続きの事務負担が受給者・事業所双方で多大になっている。

4 当面のスケジュール

～令和8年3月まで 障がい者専門分科会、計画推進懇話会、自立支援協議会での協議関係団体へのヒアリング